

福島市水道局競争入札参加停止等取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、水道局が発注する（以下「局発注」という。）建設工事、業務委託及び物品調達（以下「業務」という。）に関する契約の適正な履行を確保するため、福島市水道局競争入札参加資格審査事務処理要綱（以下「審査要綱」という。）の規定による競争入札参加者に必要な資格を有する者（以下「有資格業者」という。）の競争入札参加停止等について必要な事項を定めるものとする。

(競争入札参加停止等)

第2条 福島市水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、有資格業者が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる要件のいずれかに該当するときは、福島市水道局競争入札参加業者選定事務処理要綱第1条に規定する競争入札参加業者指名委員会（以下「指名委員会」という。）の議を経て、情状に応じて別表各号に定めるところにより、当該有資格業者について競争入札参加停止を行うものとする。

- 2 当該有資格業者についての競争入札参加停止等は原則として審査要綱による有資格業者名簿に登録の資格全てについて同時に行うものとする。ただし、管理者が特に必要と認める場合には、一部の資格に限定して競争入札参加停止等を行うことができるものとする。
- 3 管理者は、本条第1項及び第2項により競争入札参加停止を行ったときは、局発注の業務の競争入札に当該競争入札参加停止期間中の有資格業者を指名してはならない。当該競争入札参加停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。
- 4 競争入札参加停止期間中の有資格業者を別事案について、別表各号により再度競争入札参加停止する場合の始期は、改めて競争入札参加停止の措置を決定したときとする。
- 5 管理者は、有資格業者のうち福島市において競争入札参加停止された者がいるときは、本条第1項の議を経た上で、指名停止等の措置を行うものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する競争入札参加停止)

第3条 管理者は、前条の規定により競争入札参加停止を行う場合において、当該競争入札参加停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人のあることが明らかとなったときは、当該下請負人について、元請負人の競争入札参加停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、競争入札参加停止を併せ行うものとする。

ただし、下請負人が第4条第2項の規定に該当するときは、元請負人の競争入札参加停止期間を超えて競争入札参加停止期間を定めることができるものとする。

- 2 管理者は、前条の規定により共同企業体について競争入札参加停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該競争入札参加停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の競争入札参加停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、競争入札参加停止を併せ行うものとする。

ただし、共同企業体の構成員が第4条第2項の規定に該当するときは、共同企業体の競争入札参加停止期間を超えて競争入札参加停止期間を定めることができるものとする。

- 3 管理者は、前条の規定による競争入札参加停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体に

ついて、当該競争入札参加停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、競争入札参加停止を行うものとする。

(競争入札参加停止期間の特例)

第4条 有資格業者が1事案により別表各号に掲げる要件の2以上に該当したときは、当該要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ競争入札参加停止期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における競争入札参加停止期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の競争入札参加停止の期間が1カ月に満たないときは1.5倍）の期間とする。

ただし、有資格業者が、別表各号の要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の競争入札参加停止を行う前のものである場合は、この措置の対象とはしないものとする。

(1) 当該競争入札参加停止の期間の満了後1カ年を経過するまでの間（競争入札参加停止期間中を含む。）に、それぞれ別表各号に掲げる要件のいずれかに該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号から第7号までの要件に係る競争入札参加停止期間の満了後3カ年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第7号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 管理者は、有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号に定める競争入札参加停止期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、競争入札参加停止期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 管理者は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び本条第1項の規定による長期を超える競争入札参加停止期間を定める必要があるときは、競争入札参加停止期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

ただし、前規定を適用後の期間が、24カ月を超える場合は24カ月とする。

5 管理者は、競争入札参加停止期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で競争入札参加停止期間を変更することができる。

6 管理者は、競争入札参加停止期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認めたときは、当該有資格業者について競争入札参加停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する競争入札参加停止の期間の特例)

第5条 管理者は、情状に応じて別表各号に定めるところにより競争入札参加停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合（第4条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ当該各号に定める期間を競争入札参加停止期間の短期とする。

(1) 談合情報を得た場合、又は水道局職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第2第4号、第6号に該当したとき。

それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

- (2) 別表第2第4号から第7号までに該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。（前号に掲げる場合を除く。）

それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

- (3) 別表第2第4号、第5号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があったとき。（前2号に掲げる場合を除く。）

それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第4号、第5号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。（第1号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。）

それぞれ当該各号に定める短期に1カ月加算した期間

- (5) 水道局又は他自治体等の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第6号又は第7号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。（第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合を除く。）

それぞれ当該各号に定める短期に1カ月加算した期間

- 2 別表第2第4号又は第5号に該当する場合において、独占禁止法第7条の4第1項から第3項までの規定による課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの競争入札参加停止期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において、競争入札参加停止期間が別表第2第4号又は第5号に規定する期間の短期を下回るときは、前条第3項の規定を適用するものとする。

（競争入札参加停止期間の承継）

第6条 競争入札参加停止期間中の有資格業者から、合併、会社分割、営業譲渡等の組織変更により当該有資格業者の業務を承継した有資格業者は、当該競争入札参加停止に係る期間を承継するものとする。ただし、合併については、競争入札参加停止を受けた有資格業者の役員が、業務を受け継いだ有資格業者の役員に就任する場合又は株式の過半数を保有する場合に限るものとする。

（報告）

第7条 工事等執行及び監督（検収を含む。）を担当する所属等の長（以下「発注課長等」という。）は、有資格業者が、別表第1の要件に該当する行為を行った事実があると認めたとき、又はその疑いがあるときは、速やかにその旨を水道総務課長に報告しなければならない。

- 2 発注課長等は、第4条第5項の競争入札参加停止期間の変更及び同条第6項の競争入札参加停止の解除に該当する事実があると認めたときは、速やかに水道総務課長に報告しなければならない。
- 3 水道総務課長は、市内における工事等で局発注の工事等以外のもの（以下「一般工事等」という。）について別表第1の要件に該当する行為を行った事実があると認めたとき、若しくはその疑いがあると認めたとき、又は前2項の報告を受けたとき、及び別表第2の要件に該当する行為を行った事実があると認めたとき、若しくはその疑いがあると認めたときは、指名委員会に対し、速やかに当該行為を報告しなければならない。

（審査）

第8条 指名委員会は、前条第3項の規定による報告を受けたときは、速やかにこれを審査し、競争入札参加停止の可否及び競争入札参加停止期間等について審議し、その結果を管理者に報告するものとする。

（競争入札参加停止等の通知）

- 第9条 管理者は、競争入札参加停止を決定したときは、理由を付して、競争入札参加停止通知書（第1号様式）により、その旨を当該有資格業者に対し通知するものとする。
- 2 管理者は、前項の規定により競争入札参加停止の通知をする場合において、当該競争入札参加停止の事由が局発注の業務に関するものであるときは、必要に応じ、当該有資格業者から改善措置の報告を徴するものとする。
 - 3 管理者は、競争入札参加停止期間の変更、競争入札参加停止の解除又は競争入札参加停止期間の承継をしたときは、理由を付して、競争入札参加停止期間変更通知書（第2号様式）、競争入札参加停止解除通知書（第3号様式）又は競争入札参加停止期間承継通知書（第4号様式）により、その旨を当該有資格業者に対し通知するものとする。

（競争入札参加停止の公表）

- 第10条 管理者は、競争入札参加停止を行ったときは、次に掲げる事項を局のホームページに掲載し、公表するものとする。
- (1) 商号又は名称
 - (2) 代表者氏名
 - (3) 所在地
 - (4) 入札参加停止期間
 - (5) 入札参加停止理由
 - (6) 入札参加停止等取扱要綱の適用条項

（随意契約の相手方の制限）

第11条 競争入札参加停止期間中の有資格業者を、局発注の業務に係る随意契約の相手方としてはならない。

ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ水道総務課長に協議し、管理者の承認を得たときは、この限りではない。

(下請負等の禁止)

第12条 発注課長等は、局発注の業務について、競争入札参加停止期間中の有資格業者に、下請負させることを承認してはならない。

2 水道総務課長は、競争入札参加停止期間中の有資格業者が、局発注の業務の契約保証人となることを承認してはならない。

(競争入札参加停止には至らない事由に関する措置)

第13条 管理者は、有資格業者に対し、別表各号に掲げる要件のいずれかに類する事由が生じた場合において、競争入札参加停止を行わないときは、必要に応じて、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で、警告又は注意の喚起を行うことができる。

(競争入札参加停止等措置に係る苦情申立て)

第14条 競争入札参加停止又は警告等の措置を受けた者は、当該措置について、書面により苦情を申し立てることができる。

2 苦情申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。

(1) 競争入札参加停止当該競争入札参加停止の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内（休日を含まない。）

(2) 当該警告等の日の翌日から起算して7日以内（休日を含まない。）

3 苦情申立てに関し必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、福島市水道局入札及び契約の過程に係る苦情申立てに関する要領（以下、「苦情申立て要領」という。）に定める。

(再苦情申立て)

第15条 苦情申立てに対する回答書を受理した申立者で当該回答書の内容に不服があるものは、当該回答書を受けた日の翌日から起算して7日以内（休日を含まない。）に、書面により管理者に再苦情の申立てをすることができる。

2 再苦情申立てに関し必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、苦情申立て要領及び福島市水道局入札監視等委員会運営要領に定める。

附 則

1 平成23年4月1日から施行する。

2 指名停止等取扱要項（平成11年4月1日施行）は廃止する。

3 この要綱の施行の日以前に、指名停止等取扱要項に基づく基準等による指名停止の事由が生じた場合においては、当該事由に係る措置について、指名停止基準の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和4年4月1日から施行する。

別表第1 事故等による基準

要件	措置及び競争入札参加停止期間
<p>(虚偽記載) 1 局発注の業務に係る一般競争入札等において、競争入札参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、局発注の業務に係る契約の相手方として、不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 カ月以上 6 カ月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事等) 2 局発注の工事等（以下「局発注工事等」という。）の施工にあたり、過失により工事等を粗雑にしたと工事検査等により認められたとき。 3 局発注工事等以外の工事等（以下「一般工事等」という。）の施工にあたり、過失により工事等を粗雑にした場合において、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものが重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 カ月以上 6 カ月以内 当該認定をした日から 1 カ月以上 3 カ月以内</p>
<p>(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、局発注の業務の履行にあたり、契約に違反し、局発注の契約の相手方として、不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2 週間以上 4 カ月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 局発注工事等の施工にあたり、安全管理措置が不適切であったため発生させた工事等の事故が重大であると認められるとき。 一 公衆に死亡者を生じさせ又は広範囲にわたる公衆に被害を与え、社会的及び経済的に損失が大きいと認められるとき。 二 公衆に負傷者を出し又は公衆に損害（軽微なものを除く）を与えたと認められるとき。 6 一般工事等の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者、負傷者を生じさせ又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 一 死亡者又は多数の負傷者を生じさせた場合又は重大な損害を与えたとき。 二 負傷者を生じさせ又は損害（軽微なものを除く）を与えたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 カ月以上 6 カ月以内 1 カ月以上 3 カ月以内 当該認定をした日から 1 カ月以上 3 カ月以内 2 週間以上 2 カ月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故) 7 局発注工事等の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。 一 死亡者又は多数の負傷者を生じさせたとき。 二 負傷者を生じさせ又は損害（軽微なものを除く）を与えたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 カ月以上 4 カ月以内 2 週間以上 2 カ月以内</p>
<p>8 一般工事等の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者、負傷者を出し又は損害を発生させた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 一 死亡者又は多数の負傷者を生じさせたとき。 二 負傷者を生じさせ又は損害（軽微なものを除く）を生じさせたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 カ月以上 2 カ月以内 2 週間以上 1 カ月以内</p>

別表第2 贈賄及び不正行為等による基準

要件	措置及び競争入札参加停止期間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次の各号に掲げる者が水道局の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>一 有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）</p> <p>二 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で一に掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。）</p> <p>三 有資格業者の使用人で、二に掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）</p> <p>2 次の各号に掲げる者が市内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>一 代表役員等</p> <p>二 一般役員等</p> <p>三 使用人</p> <p>3 次の各号に掲げる者が市外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>一 代表役員等</p> <p>二 一般役員等</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4カ月以上12カ月以内</p> <p>3カ月以上9カ月以内</p> <p>2カ月以上6カ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3カ月以上9カ月以内</p> <p>2カ月以上6カ月以内</p> <p>1カ月以上3カ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3カ月以上9カ月以内</p> <p>1カ月以上3カ月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>4 局発注の業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、局発注の業務の契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>5 局発注以外の業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、局発注の業務の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3カ月以上12カ月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>3カ月以上12カ月以内</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>6 局発注の業務に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が、競争入札妨害若しくは談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>一 代表役員等</p> <p>二 一般役員等、使用人</p> <p>7 局発注以外の業務に関し代表役員等、一般役員等又は使用人が、競争入札妨害若しくは談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3カ月以上12カ月以内</p> <p>2カ月以上12カ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>2カ月以上12カ月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>8 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、局発注の業務の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p>

<p>一 代表役員等、一般役員等又は使用人が業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>1 カ月以上12カ月以内</p>
<p>二 代表役員等、一般役員等又は使用人が業務に関する法令違反等により 行政処分を受けたとき。</p>	<p>1 カ月以上12カ月以内</p>
<p>三 局発注の業務に関して、落札決定後辞退、有資格業者の過失による入札手続の大幅な遅延や契約解除等の著しく信頼関係を損なう行為があったとき。</p>	<p>1 カ月以上12カ月以内</p>
<p>四 その他局発注の業務に関し特に不正又は不誠実な行為をし、局発注の業務の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>1 カ月以上12カ月以内</p>
<p>9 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が、禁固以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、局発注の業務の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 カ月以上12カ月以内</p>